

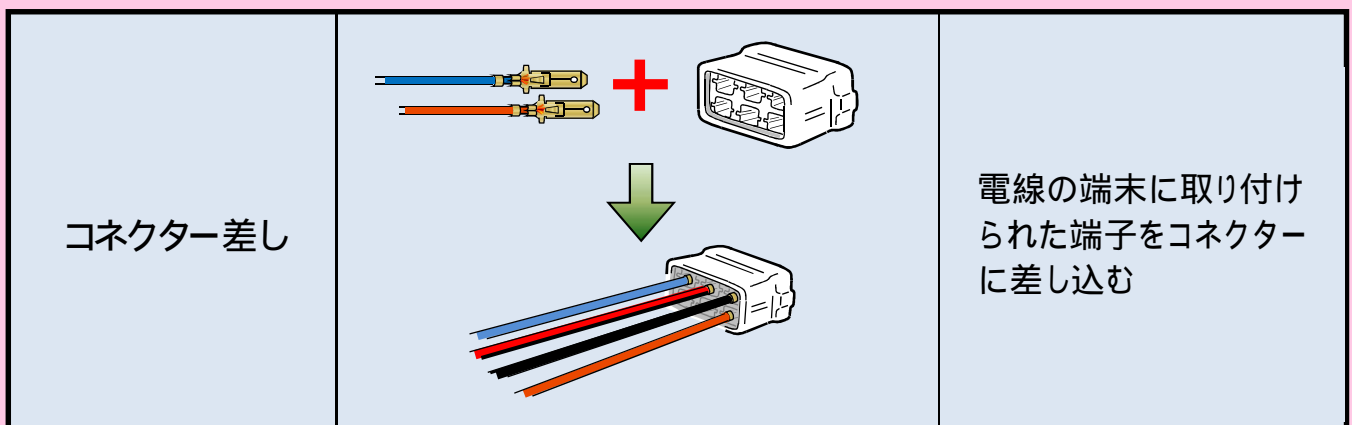
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業最低工賃

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃が下記のとおり改正され、**令和5年5月1日から**福島県全域に適用されます。[1](#)[2](#)

対象業務	内容	金額
コネクター差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう	1端子につき 36銭

(備考)コネクターとは接続子であり、コネクター差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

対象業務略図



最低工賃についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせください。

福島労働局賃金室

福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎
TEL 024-536-4604

福島労働基準監督署 024(536)4611	会津労働基準監督署 0242(26)6494	喜多方労働基準監督署 0241(22)4211
郡山労働基準監督署 024(922)1370	白河労働基準監督署 0248(24)1391	相馬労働基準監督署 0244(36)4175
いわき労働基準監督署 0246(23)2255	須賀川労働基準監督署 0248(75)3519	富岡労働基準監督署 0240(28)0170